

公立大学法人神戸市看護大学ハラスメント防止等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2025年3月31日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第56号

公立大学法人神戸市看護大学ハラスメント防止等に関する規程の一部を改正する規程
公立大学法人神戸市看護大学ハラスメント防止等に関する規程（2019年4月1日規程第62号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>公立大学法人神戸市看護大学ハラスメント__防止等に関する規程</p> <p>_____ (目的) 第1条 この規程は、公立大学法人神戸市看護大学（以下「法人」という。）におけるハラスメント_____が学生及び役職員の 人権並びに就学、教育及び研究の権利等を侵害するものであるという認識に基づきハラスメント__の発生を防止するとともに、発生時において適切な対応を取 ることを目的とする。 (用語の定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 役職員 役員、職員及び派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する労働者をいう。）をいう。 (2) 構成員 学生及び役職員をいう。</p> <p>_____ _____ _____ (3) ハラスメント 次のものをいう。 ア セクシャル・ハラスメント（被害を受ける者の性的指向及び性自認にかかわらず、構成員が相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行うことによって、相手が学業又は職務遂行に関して不利益若しくは損害を被る、又は支障をきたすこと、これらのおそれがあること及び就学環境又は就業環境が害されることをいう。） イ アカデミック・ハラスメント（役職</p>	<p>公立大学法人神戸市看護大学ハラスメント<u>等</u>の防止等に関する規程</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>_____ 及び性暴力等（以下「ハラスメント等」という。）</p> <p>_____ <u>等</u></p> <p>_____ (3) <u>監督者</u> 教授、係長又はこれらと相当の職以上の職にある者で職員を監督又は指導する地位にある者及び学生を指導する地位にある者をいう。</p> <p><u>(4)</u></p>

(改正前)	(改正後)
<p>員が職務上の権限又は地位を利用して、学生に対し、相手の意に反する不適切な言動を行うことによって、相手が学業に関して不利益若しくは損害を被る、又は支障をきたすこと及びこれらのおそれがあることをいう。)</p> <p>ウ パワー・ハラスメント（役職員が、職務上の権限又は地位を利用して、役職員に対し、就労上の不適切な言動を行うことによって、相手が就労上の不利益若しくは損害を被る、又は支障をきたすこと及びこれらのおそれがあることという。)</p> <p>エ マタニティ・ハラスメント（構成員が、妊娠若しくは出産に関する言動又は妊娠、出産、育児等に関する制度若しくは措置の利用に関する言動により、役職員の就業環境を害すること及びそのおそれがあることをいう。)</p> <p>オ アからエまでのほか、教育、研究及び学修並びに就労に関連して、行為者の意図にかかわらず、相手方に不利益若しくは損害を与え、又は個人の尊厳若しくは人格を侵害する行為</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(5) 性暴力等 次のもをいう。</p> <p>ア <u>教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第3項各号及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する基本的な指針（2022年3月18日 文部科学大臣決定）に定める児童生徒性暴力等と同等の行為を行うこと。</u></p> <p>イ <u>前項に定めるセクシュアル・ハラスメントのうち、刑法（明治40年法律第45号）その他の法令に定める犯罪行為に該当する行為を行うこと。</u></p>
<p>(対象及び適用範囲)</p> <p>第3条 この規程は、構成員が行う、又は構成員に対して行われるハラスメント__に適用する。</p> <p>2 ハラスメント__が法人との関連性を有するものであるときは、学内若しくは学外、正課若しくは課外又は就労時間若しくは就労時間外かどうかを問わない。</p>	<p>等</p> <p>等</p>

(改正前)	(改正後)
<p style="text-align: center;">(理事長の責務)</p> <p>第4条 理事長は、法人におけるハラスメント__に対して責任をもって厳しい態度で臨み、人権侵害と性差別のない大学及び組織づくり取り組み、ハラスメント__その他の人権侵害の防止<u>に努めるものとする。</u></p> <p>2 理事長は、ハラスメント__に関する問題が生じた場合は、迅速かつ適正な手続による適切な対応を行い、安全で良好な学修、研究及び就労の環境を整備し、被害の回復<u>に努めるものとする。</u></p> <p>3 理事長は、構成員に対して、ハラスメント__その他の人権侵害の発生を防止するための啓発<u>に努めるものとする。</u></p> <p>4 理事長は、構成員に対して、構成員以外の者がハラスメント__を行ったときは、この規程に準じて、解決のために適切な措置を取る<u>よう努めるものとする。</u></p>	<p>第2章 理事長等の責務</p> <p style="text-align: center;">等</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p><u>等の措置を講じなければならない。</u></p> <p style="text-align: right;">等</p> <p style="text-align: center;"><u>のための措置を講じる</u></p> <p style="text-align: center;">等</p> <p style="text-align: center;"><u>を行う</u></p> <p style="text-align: right;">等</p> <p style="text-align: center;"><u>こと</u></p> <p style="text-align: center;">(監督者の責務)</p> <p>第5条 <u>監督者は、監督又は指導する職員又は指導する学生に対し、ハラスメント等の防止に努めるとともに、ハラスメント等に起因する問題が生じた場合は、第7条第1項に規定するハラスメント等防止委員会と連携し、迅速かつ適切に対処しなければならない。</u></p>
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p style="text-align: center;">(構成員の責務)</p> <p>第6条 <u>構成員は、ハラスメント等を行ってはならない。</u></p> <p>2 <u>構成員は、この規程及びこの規程に基づく理事長及び監督者の指示又は指導に従い、ハラスメント等の防止等に協力し、並びに第7条第1項に規定するハラスメント等防止委員会及び第15条第1項に規定するハラスメント調査会の調査等に協力しなければならない。</u></p>
<p style="text-align: center;">(ハラスメント__防止委員会)</p> <p>第5条 法人におけるハラスメント__の防止等に関する事項を審議するため、公立大学法人神戸市看護大学ハラスメント__防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>	<p>第3章 ハラスメント等防止委員会</p> <p style="text-align: center;">等</p> <p>7 等</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>2 委員会に委員長（以下「委員長」とい</p>

(改正前)	(改正後)
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 委員会に関し必要な事項は、別の規程で定める。</p> <p>(相談体制)</p> <p>第6条 理事長は、ハラスメント__に関する相談に応じるため、次に掲げる者をハラスメント__相談員(以下「相談員」という。)に任命する。</p> <p>(1) 理事長が指名する常勤の<u>男性の</u>教員(委員会の委員を除く。)</p> <p>(2) 理事長が指名する常勤の<u>女性の</u>教員(委員会の委員を除く。)</p> <p>(3) 経営管理課長</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>う。)及び副委員長(以下「副委員長」という。)を置く。</p> <p>3</p> <p>第4章 相談</p> <p>8 等 _____</p> <p>_____</p> <p>(1) 学内相談員</p> <p>ア 理事長が指名する常勤の _____ 教員(委員会の委員を除く。)</p> <p>_____</p> <p>イ 経営管理課長</p> <p>(2) 法人が委託する外部機関の相談員(以下「外部相談員」という。)(学内相談員の職務等)</p> <p>上記学内相談員の任命にあたっては、性を含めた多様性を考慮して人選するものとする。</p>
<p>2 前項第1号及び第2号に掲げる相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>3 相談員は、相談の依頼があったときは、速やかに相談に応じなければならない。</p> <p>4 相談員は、相談内容がハラスメントに該当すると判断したときは、委員会委員長に相談を受け付けたことを報告しなければならない。</p>	<p>第9条 前条 _____</p> <p>2</p> <p>3 相談者の状況及び立場に十分配慮して聴き取りを行うとともに、相談内容がハラスメント等の疑われる事案であるか否か適切に判別するに足る事実を聴取するよう努めなければならない。</p>
<p>5 相談員は、相談内容について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものに報告しなければならない。</p> <p>(1) 相談者が次条第1項1号に規定する口頭助言等又は同項第2号に規定する当事者間話し合いを希望しているとき 委員会委員長及び副委員長</p>	<p>4 相談員は、相談者がハラスメント等への対応として、第11条第1号の規定に基づく調整又は第11条第2号の規定に基づく調査を希望するか否か確認しなければならない。</p> <p>5 相談員は、相談を受けたときは、相談記録を作成し、前項の確認内容を含めて速やかに委員長に報告しなければならない。なお、相談者が希望するなど、プライバシー保護等のため必要がある場合は、相談者及び関係者の氏名等を秘して報告しなければならない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

(改正前)	(改正後)
<p>(2) <u>相談者が第11条第1項第1号に規定する調査を希望しているとき 委員会</u></p> <p>(3) <u>相談員が、相談内容が深刻で、委員会で審議すべき事項に該当すると判断し、かつ、相談者の了解が得られたとき 委員会</u></p> <p>6 相談員は、相談者のプライバシーの保護及び二次被害の防止のため守秘義務を負い、相談者の人権を侵害しないよう十分に配慮しなければならない。</p>	
	<p><u>(外部相談員の職務)</u></p> <p><u>第10条 外部相談員は、次に掲げる事項を行う。</u></p> <p><u>(1) ハラスメント等に関する電話、電子メール、WEB、書面又はその他の方法による相談を受け付ける。</u></p> <p><u>(2) 相談内容がハラスメント等の疑われる事案であるか否か適切に判別するに足る事実を聴取するよう努め、その内容を相談記録にまとめる。</u></p> <p><u>(3) 相談者が、ハラスメント等への対応として、第11条第1号の規定に基づく調整又は第11条第2号の規定に基づく調査を希望するか否か確認する。</u></p> <p><u>(4) 相談記録について、相談者の同意を得たうえで、法人に報告する。なお、相談者が希望するなど、プライバシー保護等のため必要がある場合は、相談者及び関係者の氏名等を秘して報告しなければならない。</u></p> <p><u>(5) 相談受付状況について法人に定期的に報告する。</u></p>
	<p><u>第5章 調整及び調査</u></p> <p><u>(ハラスメント等への対処方法)</u></p> <p><u>第11条 委員長は、第9条第5項又は第10条第4号の報告を受けた事案について、第9条第4項又は第10条第3号の相談者の希望があり、問題解決を図るために妥当であると判断したときは、副委員長と協議の上、次の各号の手続をとるものとする。</u></p> <p><u>(1) 調整 当事者の主張を公平な立場で取り扱って環境調整を行い、双方が納得する解決を図る方法</u></p> <p><u>ア 口頭助言等 当事者（相談者及び問題とされる言動を行った者をいう。以下同じ。）に対するハラスメント等調整員の口頭による事実確</u></p>

(改正前)	(改正後)
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>認，助言等の方法での解決</p> <p><u>イ 当事者間話し合い 当事者間の話し合いでの解決</u></p> <p><u>(2) 調査 ハラスメント等調査会による事実関係の公正な調査に基づき，委員会がハラスメント等の存否について審議を行い，結果を当事者に報告の上，厳正な措置により解決を図る方法</u></p> <p><u>2 監督者から委員会に対し，第5条の規定に基づきハラスメント等に起因する問題について相談があった場合は，前項の規定に準じて対処するものとする。</u></p>
<p>(調整体制等)</p> <p>第7条 委員会委員長及び副委員長は，前条第5項第1号の規定に基づく報告を受け，相談者が<u>次のいずれかの方法</u>を希望しているときは，2人以上のハラスメント調整員（以下「調整員」という。）を置くことができる。</p>	<p>第12条 _____委員長_____は，第9条第5項又は第10条第4号の規定に基づく報告を受け，相談者が調整を希望しているときは，2人以上のハラスメント等調整員（以下「調整員」という。）を置くことができる。</p>
<p>(1) 当事者（相談者及び問題とされる言動を行った者をいう。以下同じ。）に対する調整員の口頭による事実確認，助言等の方法での解決（以下「口頭助言等」という。）</p> <p>(2) 当事者間の話し合いでの解決（以下「当事者間話し合い」という。）</p> <p>2 調整員は，次の者とする。</p> <p>(1) 相談を受けた相談員</p> <p>(2) 委員会の委員のうちから，事案ごとに，それぞれ，委員会委員長が指名するもの</p> <p>3 調整員は，当事者間の主張の要点を確かめ，事案が公正に解決されるように努めなければならない。</p> <p>(口頭助言等手続)</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>第8条 口頭助言等手続は，調整員が，当事者それぞれに対し，当該事案について，聴取し，口頭による事実確認，助言等により行う。</p> <p>2 調整員は，次の各号のいずれかに該当するときは，口頭助言等手続を終了することができる。</p> <p>(1) 当事者が，正当な理由なく，聴取等に来ないとき。</p> <p>(2) 相談者が，口頭助言等手続の打切りを申し出たとき。</p>	<p>13 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

(改正前)	(改正後)
<p>(3) 調整員が、相当期間内に当事者間に解決する見込みがないと判断したとき。</p> <p>3 相談者は、前項の規定に基づき口頭助言等<u>手続</u>が終了したときは、当事者間話し合い手続を希望することができる。</p> <p>(当事者間話し合い手続)</p> <p>第9条 当事者間話し合い手続は、調整員同席のもと、当事者が口頭で当該当事者間話し合いに係る事案に関する意見を述べることにより行う。</p> <p>2 当事者間話し合いは、調整員が期日及び場所を指定し、当事者を招集して行うものとする。</p> <p>3 当事者間話し合いにおいて、当事者は、調整員の許可を得て、補佐人を同席することができる。</p> <p>4 当事者間話し合いにおいて、調整員は、当事者のする陳述が事案に係りのない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。</p> <p>5 調整員は、必要があると認めるときは、当事者から当該当事者間話し合いに係る事案に係りのある文書又は物件の提出を求めることができる。</p> <p>6 調整員は、次の各号のいずれかに該当するときは、当事者間話し合い手続を<u>終了</u>することができる。</p> <p>(1) 当事者間で合意が成立し、合意事項が書面に記載されたとき。</p> <p>(2) 当事者が、正当な理由なく、当事者間話し合いに来ないとき。</p> <p>(3) 相談者が、当事者間話し合い手続の打ち切りを申し出たとき。</p> <p>(4) 調整員が、相当期間内に当事者間に合意が成立する見込みがないと判断したとき。</p> <p>(調整手続の結果報告)</p>	<p>_____</p> <p>14 _____</p> <p>_____ <u>終了</u></p> <p>_____</p>
<p>第10条 調整員は、第8条第2項又は前条第6項の規定に基づき、調整手続を<u>終了</u>したときは、<u>委員会</u>委員長及び副委員長に経過及び結果を報告しなければならない。</p> <p>(調査体制)</p>	<p>15 13 _____ <u>終了</u></p>
<p>第11条 <u>委員会</u>は、第6条第5項第2号の規定に基づく報告を受け、次の各号のいずれにも該当するときは、公立大学法人</p>	<p>16 <u>委員長</u> 9 <u>又は第10条第4号</u></p>

(改正前)	(改正後)
<p>神戸市看護大学ハラスメント__調査会 (以下「調査会」という。)を設置する。 (1) 相談者が、調査を希望しているとき。 (2) 委員会が、当該相談内容について事実関係を調査する必要があると認める とき。 2 調査会の委員は、<u>委員会</u>委員長の意見を聴き、<u>外部の有識者及び常勤の役職員</u> のうちから理事長が任命する。</p>	<p><u>等</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>_____</p>	<p><u>3 理事長は、必要に応じて外部の有識者 等を調査会の委員に任命しなければならない。</u></p>
<p><u>3 調査会の委員の任期は、当該事案が解 決するまでとする。</u></p>	<p><u>4</u></p>
<p><u>4 調査会は、ハラスメント__の被害を受 けたとする者(以下「被害者」という。)、 ハラスメント__を行ったとされた者(以 下「ハラスメント__行為者」という。)そ の他関係する者から公正に事情聴取を行 い、調査の結果を速やかに委員会に報告 しなければならない。</u></p>	<p><u>5</u> <u>等</u></p> <p><u>等</u> <u>等</u></p>
<p><u>5 調査会は、調査の課程において、被害者 の緊急避難が必要であると判断した場合 は、緊急避難のために必要な措置を行う ことができる。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p>
<p>(措置等の決定)</p>	<p><u>第6章 措置</u></p>
<p><u>第12条 委員会</u>は、相談員及び調査会から の報告の内容について、審議し、被害者の 不利益の回復及び環境の改善並びにハラ スメント__行為者に対する指導等の措置 を決定する。</p>	<p><u>17</u></p> <p><u>等</u></p>
<p>2 委員会は、前項の規定による決定につ いて、理事長及び学長に報告するものと する。</p>	
<p>(措置等の実施)</p>	
<p><u>第13条 理事長</u>は、前条第2項の規定に基 づく報告があったときは、ハラスメント __の認定を行い、必要な措置を講じるも のとする。</p>	<p><u>18</u></p> <p><u>等</u></p>
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>2 理事長は、前条第2項の規定に基づく 報告によりハラスメント等の事実が明ら かになった場合は、ハラスメント等行為 者が適用を受ける各就業規則の規定に基 づく、懲戒処分等の必要な措置を講ずる ものとする。</u></p>

(改正前)	(改正後)
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(告知及び異議の申立て)</p> <p>第14条 理事長は、被害者及びハラスメント行為者に対し、前条の規定に基づく認定及び措置に係る決定について、告知するものとする。</p> <p>2 前項の規定に基づく告知を受けた者は、当該内容について不服があるときは、当該告知を受けた日から起算して14日以内に、理事長に書面により異議を申し立てることができる。</p> <p>3 理事長は、前項の規定に基づく異議申立てに対し、当該申立てを受理した日から起算して14日以内に、書面により回答するものとする。</p>	<p>(緊急措置)</p> <p>第19条 委員長は、相談がなされた時点あるいは調査等の途中であっても相談者を保護する必要性が高いと認められる場合には、副委員長と協議の上、理事長に対し、相談者に対する緊急措置を要請することができる。</p> <p>第7章 異議申立て及び不服審査</p> <p>20 等 第18条第1項</p> <p>4 第18条第2項による措置について不服があるときの手続きについては、各就業規則の規定による</p>
<p>_____</p> <p>(不服審査)</p> <p>第15条 前条第2項の規定に基づき異議の申立てを行った者が、同条第3項の規定に基づく回答に不服があるときは、当該回答があった日から起算して14日以内に、理事長に不服審査を請求することができる。</p> <p>2 理事長は、前項の規定に基づく請求の内容が不服審査を行うのに相当であると判断したときは、不服審査を開始するものとする。</p> <p>3 理事長は、前項の規定に基づき不服審査を行うため、公立大学法人神戸市看護大学不服審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</p> <p>4 審査会は、理事長が任命する外部の有識者及び役職員（常勤の者に限る。）で組織する。</p> <p>5 審査会は、委員会の意見及び異議申立ての決定を検討し、対応を決定し、理事長に答申し、及び学長に報告するものとする。</p>	<p>21</p>

(改正前)	(改正後)
<p>6 理事長は、前項の規定に基づく答申があったときは、委員会が決定した措置及び<u>新先</u>の答申を総合的に判断し、最終決定を行い、第1項の請求を受理した日から起算して14日以内に（理事長が特に必要と認めた場合は、21日以内）に書面で回答するものとする。</p> <p style="text-align: center;">————— (守秘義務)</p> <p>第<u>16</u>条 委員会、調査会及び審査会の委員は、その任期中及び任期終了後において、この規程に基づく手続により知ることができた秘密を漏らしてはならない。 (不当な取扱いの禁止)</p> <p>第<u>17</u>条 構成員は、被害者、ハラスメント__行為者、事実調査の協力者、相談員その他ハラスメント__の事案に関わりのあった者に対して、報復行為、嫌がらせ、差別的対応、名誉又はプライバシーの侵害等の不当な取扱いを行ってはならない。 (施行細則の委任)</p> <p>第<u>18</u>条 この規程の施行に関し、必要な事項は細則で定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、2019年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (2021年7月20日規程第2号)</p> <p>この規程は、公布の日から施行し、2021年4月1日から適用する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (2022年6月15日規程第2号)</p> <p>この規程は、公布の日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>審査会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第8章 その他</u></p> <p style="text-align: center;"><u>22</u></p> <p style="text-align: center;"><u>23</u> <u>等</u> 他ハラスメント<u>等</u></p> <p style="text-align: center;"><u>24</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>この規程は、公布の日から施行する。</u></p>